

開発区域に含まれる地域の名称について

1 開発区域の名称について

名称の付け方については、以下の点に留意してください。表 4-3 に例を示します。

- ・「番地」ではなく「番」で表示することを標準とします。
- ・地番が 2 筆の場合には「及び」で結びます。地番が 3 筆以上の場合には「、」で、最後の筆を「及び」で結びます。
- ・地番が複数に渡り表示が長くなる場合には、「ほか○○筆」とすることができます。
- ・里道(水路)は、接する地番と併せて「□□番地先里道(水路)」と表示します。複数の地番と接する場合は、「～□□番及び△△番の各地先里道」「～ほか○○筆の各地先水路」と表示します。
- ・「大字」「字」「□□番地先里道(水路)」は「並びに」で結びます。大字や字が複数ある場合は「、」で結び最後大字又は字を「並びに」で結びます(ただし、「及び」に該当する箇所がない場合は、最小単位となる箇所の「並びに」を「及び」と記載します。)
- ・開発区域に含まれる市道は、字図上「道」または「○○番(地目:公衆用道路)」で表現されます。開発区域の名称の付け方においては、「道」で地番がついていない場合、道の種別に関係なく「△△番地先里道」として扱います。
- ・造成協力地など 1 筆の土地の 1 部分のみを開発区域に含む場合は「一部」で表示します。

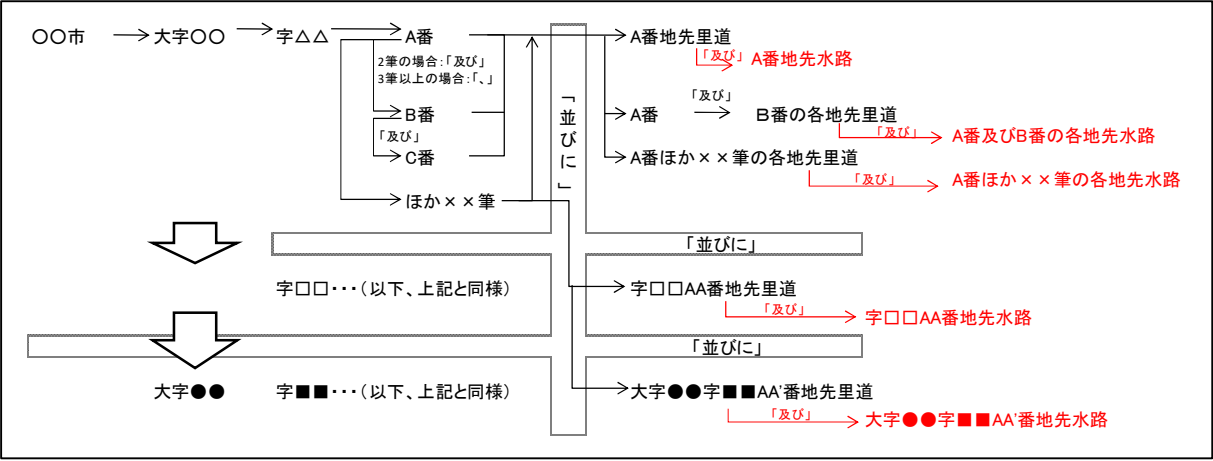


図 1

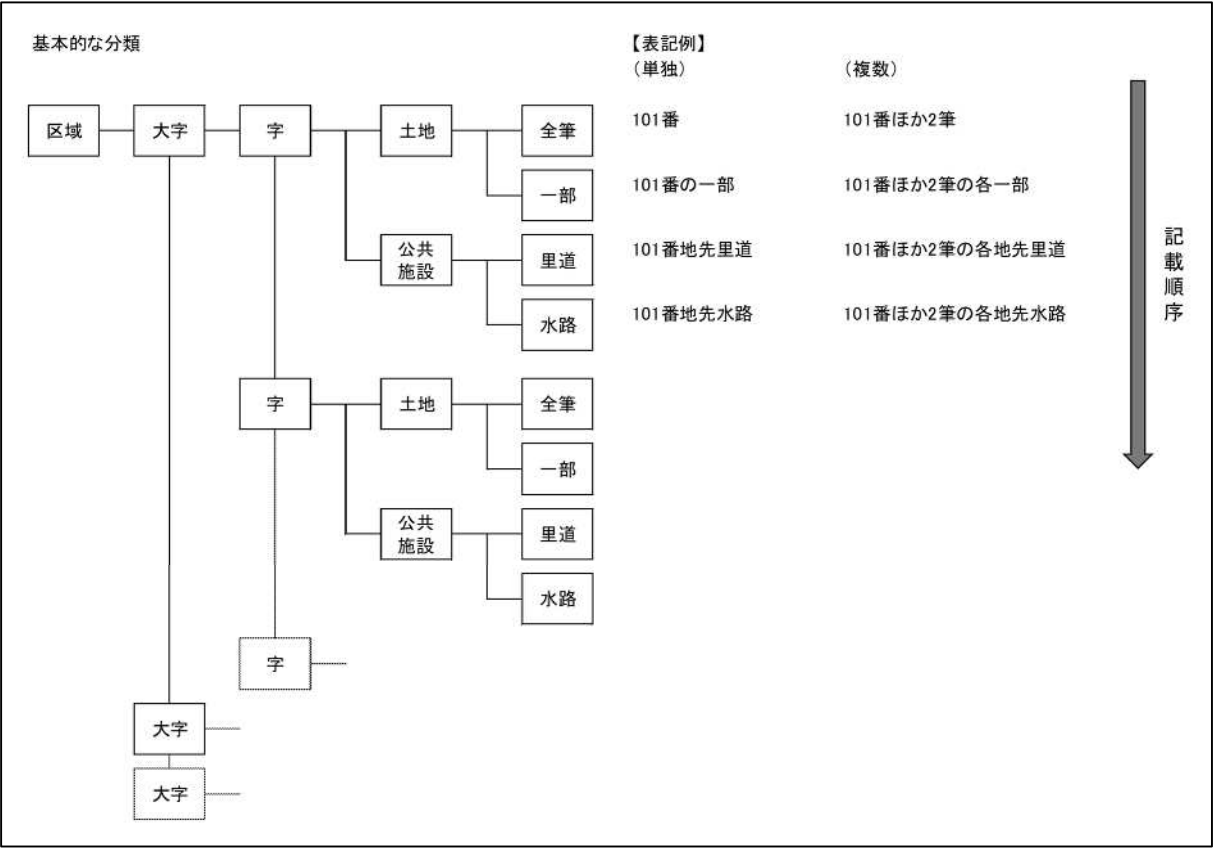


図 2

表 1 開発区域の名称の例(各土木事務所の窓口にてご相談ください)

	開発区域 字図	開発区域の名称(県報での表現)
区域に白地を含む (単筆)	字△△ 接する片側—小	〇〇市大字〇〇字△△100番及び150番 並びに100番地先里道 (以下でも可) 〇〇市大字〇〇字△△100番ほか1筆 及び100番地先里道
区域に白地を含む場合 (複数筆)	字△△ △ 接する片側 (基本は若い番号)	〇〇市大字〇〇字△△100番、101番、102番、 103番、500番、501番及び502番 並びに100番、102番及び103番の各地先水路 (以下でも可) 〇〇市大字〇〇字△△100番ほか6筆 及び100番ほか2筆の各地先水路
白地が片側の筆のみ に接している場合	△ 表現できる片側	〇〇市大字〇〇字△△100番、150番、151番、 152番及び153番 並びに150番、151番及び153番の各地先水路 (以下でも可) 〇〇市大字〇〇字△△100番ほか4筆 及び150番ほか2筆の各地先水路
区域に複数の字を含む場合	字△△ 字△△ 字▽▽	〇〇市大字〇〇字△△100番、101番及び102番 並びに100番、101番及び102番の各地先里道、 字□□300番及び300番地先里道、 字☆☆600番、601番及び602番 並びに字▽▽801番、802番及び803番 (以下でも可) 〇〇市大字〇〇字△△100番ほか2筆及び100番ほか2筆 の各地先里道、字□□300番及び300番地先里道、 字☆☆600番ほか2筆並びに字▽▽801番ほか2筆
区域に複数の大字を含む場合	大字〇〇 大字〇〇 大字☆☆	〇〇市大字〇〇字〇〇100番、101番、102番及び103番、 大字□□字□□300番及び300番地先水路 並びに大字☆☆字☆☆500番並びに500番地先里道 (以下でも可) 〇〇市大字〇〇字〇〇100番ほか3筆、 大字□□字□□300番及び300番地先水路 並びに大字☆☆字☆☆500番並びに500番地先里道
区域に一部を含む場合	字△△ 造成協力地 (宅地の安全性・合理性のための最小限の範囲)	〇〇市大字〇〇字△△100番、101番及び150番 及び151番の一部並びに100番及び101番の各地先里道 (以下でも可) 〇〇市大字〇〇字△△100番ほか2筆及び151番の一部 並びに100番ほか1筆の各地先里道
※白地: 里道、水路等 — : 開発区域界 ---- : 字界		